

6 衛生管理区域の設定		
①	区域には、厩舎、堆肥舎等の一連の関連施設が含まれている。	○ △ ×
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。 (衛生管理区域の明確化) <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 柵・杭 <input type="checkbox"/> プランター、タイヤ等の物品の設置 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> その他 ()	○ △ ×
③	出入口を必要最小限にしている。馬・資材等の搬出入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	○ △ ×
7 飼養する家畜の健康観察		
①	毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	○ △ ×
②	馬を導入する場合、導入元の伝染性疾病の発生状況、導入馬の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/> ○ △ ×
③	導入馬に異状がないことを確認するまで、他の馬と接触させない。	<input type="checkbox"/> ○ △ ×
④	馬を出荷・移動する場合には、馬の汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	○ △ ×
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
8 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
	不用な者が衛生管理区域に入らないようにしている。衛生管理区域に立入った者が馬に接触しないよう措置を講じている。 (衛生管理区域に立ち入った者が馬に接触しないための方法) <input type="checkbox"/> 柵・杭 <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> その他 ()	○ △ ×
9 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
	当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域に立ち入らせない(獣医師等を除く)。	○ △ ×
10 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
	衛生管理区域に立入る者に対し、手指・靴の消毒をしている。 <input type="checkbox"/> 消毒前の洗浄、消毒が適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> 手指消毒スプレー(消毒薬) <input type="checkbox"/> 衛生管理区域専用の手袋着用 <input type="checkbox"/> その他 ()	○ △ ×
11 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
	衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。 <input type="checkbox"/> 消毒前の洗浄、消毒方法が適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> 噴霧器(消毒薬) <input type="checkbox"/> 立ち入る車両には消毒機器等を持参させ、消毒の徹底を指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> ○ △ ×

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

19 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
	衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。 (※消毒薬・方法については項10と同じ)	○ △ ×
20 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
	衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。 (※消毒薬・方法については項11と同じ)	□ ○ △ ×
21 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
	衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じ、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏出しないようにしている。 (※消毒薬・方法については項12と同じ)	□ ○ △ ×
22 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
①	馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療・指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	□ ○ △ ×
②	監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷及び移動を中止している。	□ ○ △ ×
③	監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。	□ ○ △ ×
④	馬に異状が確認された場合、獣医師の診療を受け、指導に従っている。	□ ○ △ ×

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。

○ その他飼養衛生管理に係る情報収集

畜舎数(混在する場合は主要な構造物により分類)	施設数を記載
1頭で飼養する馬房(当歳馬は含まない)を有する厩舎(馬房数:)	
複数頭で使用する馬房を有する厩舎(馬房数:)	
馬房の概念はなく、複数頭で飼養する施設	
パドック飼養	
その他(肥育馬等を飼養するフリーバーン等)	
付帯施設	施設数を記載
堆肥舎	
汚水浄化施設(浄化後放流あり)	
汚水浄化施設(浄化後放流なし)	
汚水槽(地下、閉鎖施設内のもの)	
汚水槽(屋外、屋根のみ等開放施設内のもの、いわゆるラグーンを含む)	
生体、死体、生産物等の移動	該当がある場合、名称
預託施設利用の有無(当歳馬の預託)	
預託施設利用の有無(1歳以上の馬の預託)	
主に利用する死亡獣畜処理業者	
主に利用する汲み取り業者	
その他()内は該当がある場合に記載	有無を記載
外国人雇用の有無(監理団体(介在する場合のみ):)	
放牧地(放牧場所や数:)	
関連する施設()	
乾草・麦稈等の購入先()	
その他()	
(その他特記事項等)	

○ 上記の表において飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がある場合

①所有者・管理者記入欄(今後の改善予定・方針)

②①に対する市町村・関係団体等の改善の取組み内容(今後の改善予定・方針)

③①及び②を踏まえ、家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)

立入検査実施日

実施者

立会者